

○島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例

平成16年10月12日

島根県条例第52号

改正 平成17年 7月19日条例第39号

(平成17年10月25日条例第68号)

平成21年 7月17日条例第38号

平成21年12月22日条例第73号

平成26年 3月18日条例第 1号

平成31年3月8日条例第1号

平成31年4月26日条例第27号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(平成3年島根県条例第27号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 三瓶山及びその周辺地域の豊かな自然の中に、自然と親しむ場を確保し、あわせて自然環境に関する学習の機会を提供するため、島根県立三瓶自然館(以下「自然館」という。)及びその附属施設(以下「自然館等」という。)を大田市に設置する。

(平21条例73・一部改正)

(業務)

第3条 自然館等は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関すること。
- (2) 環境学習の推進に関すること。
- (3) 島根県の自然環境及び自然史に関連する展示並びに博物館資料の収集、保管及び活用に関すること。
- (4) 自然館の施設のうち別表第1に掲げる有料施設(以下「有料施設」という。)を一般の利用に供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自然館等の目的を達成するために必要な業務

(平21条例73・一部改正)

(附属施設)

第4条 附属施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 北の原フィールドセンター
- (2) 三瓶小豆原理没林公園(以下「埋没林公園」という。)
- (3) その他自然館の設置目的を達成するために必要な施設

(平21条例73・一部改正)

(指定管理者による管理)

第5条 自然館等の管理は、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料施設の利用の許可に関する業務
- (2) 自然館等の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (3) 第3条第1号から第3号までに掲げる業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自然館等の運営に関する事務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

(平21条例73・一部改正)

(指定管理者の指定の申請等)

第7条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第5条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、自然館等の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、自然館等の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。
(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、規則で定める日までに、自然館等の管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第10条 知事は、自然館等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が自然館等の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における自然館等の管理は、必要に応じて知事が行うものとする。この場合において、次条から第20条までの規定中指定管理者の権限とされているものについては、知事の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、知事はその賠償の責めを負わない。

(平21条例73・一部改正)

(開館時間等)

第12条 自然館及び北の原フィールドセンターの開館時間並びに埋没林公園の開園時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 有料施設の利用時間は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、開館時間、開園時間又は利用時間を変更することができる。

(平21条例73・一部改正)

(休館日等)

第13条 自然館及び北の原フィールドセンターの休館日並びに埋没林公園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 7月21日から8月31日までの間を除く火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その翌日以降の最初の休日でない)

(2) 3月、6月、9月及び12月の各第1月曜日から5日間

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日又は休園日を変更することができる。

(平17条例39・平21条例73・一部改正)

(利用の許可)

第14条 有料施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、有料施設の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

(3) 自然館等の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、自然館等の管理に支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(平21条例73・一部改正)

(許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して、同項の許可を取り消し、同条第3項の規定により許可に付した条件を変更し、又は利用の中止若しくは自然館等からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(利用料金等)

第16条 第14条第1項の許可を受けた者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 自然館において、天体運行の投影、全天周映画若しくは展示物を観覧しようとする者、自然館の観察施設を利用して天体を観覧しようとする者又は埋没林公園の埋没木その他の展示物(以下「埋没木等」という。)を観覧しようとする者(いずれも未就学児を除く。)は、観覧料を支払わなければならない。
- 3 利用料金及び観覧料(以下「利用料金等」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 4 利用料金等は、別表第1から別表第3までの表に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とする。

(利用料金等の減免)

第17条 指定管理者は、規則の定めるところにより、利用料金等の減免をすることができる。

(利用料金等の不還付)

第18条 既に納入された利用料金等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用料金等を納入した者が、その責めに帰することができない理由により、有料施設を利用することができなくなったとき、天体運行の投影、全天周映画若しくは展示物を観覧することができなくなったとき、自然館の観察施設を利用して天体を観覧することができなくなったとき、又は埋没木等を観覧することができなくなったとき。
- (2) 第20条の規定により有料施設の利用が禁止され、又は制限されたことにより当該有料施設が利用できなくなったとき。

(平21条例73・一部改正)

(行為の制限)

第19条 自然館等において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 広告物を表示し、又は宣伝活動を行うこと。
 - (2) 寄附金の募集、物品の販売その他これらに類する行為を行うこと。
 - (3) 集会、競技会、展示会その他の催しを行うこと。
- 2 指定管理者は、自然館等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(平21条例73・旧第20条繰上・一部改正)

(利用の禁止等)

第20条 指定管理者は、自然館等の管理上特に必要があると認めるときは、自然館等の全部又は一部について利用を禁止し、又は制限することができる。

(平21条例73・旧第21条繰上)

(損害賠償)

第21条 指定管理者又は自然館等を利用する者は、故意又は過失により自然館等の施設、設備又は展示物を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平21条例73・旧第22条繰上)

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第6条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平21条例73・旧第23条繰上)

(原状回復義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第11条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった自然館等を速やかに原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 施設等の利用が終わった者は、当該施設等を速やかに原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(平21条例73・旧第24条繰上)

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平21条例73・旧第25条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(島根県立三瓶山北の原野営場条例の廃止)
- 2 島根県立三瓶山北の原野営場条例(昭和45年島根県条例第45号)は、廃止する。
(準備行為)
- 3 この条例による改正後の島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(以下「改正前の条例」という。)又は附則第2項の規定による廃止前の島根県立三瓶山北の原野営場条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行後において改正前の条例の規定に基づき納付すべき使用料若しくは観覧料又は旧条例の規定に基づき支払うべき使用料については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する改正前の条例又は旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第39号)
この条例は、平成18年4月1日から施行する。
附 則(平成17年条例第68号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成21年条例第38号)
この条例は、平成22年4月1日から施行する。
附 則(平成21年条例第73号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第1号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第1号)抄

改正 平成31年4月26日条例第27号

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(平31条例27・一部改正)
附 則(平成31年条例第27号)
この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。
(施行の日＝令和元年5月1日)

別表第1(第3条、第12条、第16条関係)
(平21条例73・全改、平26条例1・平31条例1・一部改正)

有料施設の名称	区分	基準額	利用時間
ビジュアルドーム	入場料を徴収しない場合	1時間につき 2,490円	午前9時から午後9時まで
	入場料を徴収する場合	1時間につき 4,980円	
レクチャールーム		1時間につき 1,290円	

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数の時間があるときはその端数の時間は1時間として計算する。

別表第2(第16条関係)
(平21条例38・平26条例1・平31条例1・一部改正)

区分		基準額(1人1日につき)	
		個人	団体(20人以上の場合をいう。)の場合その他指定管理者が別に定める割引制度に該当する場合
天体運行の投影、全天周映画又は展示物を観覧する場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者		200円 160円
	その他の者	特別企画展開催期間	1,030円 820円
		企画展開催期間	620円 490円
		上記以外の期間	410円 320円

天体を観覧する場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	100円	80円
	その他の者	300円	240円
埋没木等を観覧する場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	100円	80円
	その他の者	300円	240円
天体運行の投影、全天周映画、展示物又は埋没木等を観覧する場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	250円	200円
	その他の者	特別企画展開催期間	1,180円
		企画展開催期間	770円
		上記以外の期間	560円

備考

- 1 「企画展」とは、企画展示室における特別の企画に基づく展示をいう。
- 2 「特別企画展」とは、施設全体を利用した大規模かつ特別の企画に基づく展示をいう。

別表第3(第16条関係)

(平26条例1・平31条例1・一部改正)

区分	年間観覧料(同一人が1年間、天体運行の投影、全天周映画、展示物、天体又は埋没木等を観覧する場合の観覧料)の基準額
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	500円
その他の者	1,440円